

第4章 基本計画

1. 施策の体系
2. 施策の内容
3. 段階計画



彦島南公園

1. 施策の体系

基本方針	基本方向	施策
1. 緑を活かす (質の向上・改善)	(1) 地域性に応じた公園等のリニューアル	利用者特性に応じた公園リニューアル 公園緑地の適正配置
	(2) 公園・緑地等の適切な維持管理	効果的な公園施設の維持管理 公園愛護会等、住民参加型の維持管理の推進 沿道状況に応じた街路樹の更新等 沿道住民や事業者への街路樹への理解の促進 落ち葉対策の推進 樹木の定期点検の実施
	(3) 公園・緑地の防災機能の向上	公園・緑地の防災機能向上
2. 緑を守る (緑の保全)	(1) 市街地の緑の保全	風致地区の適正な見直し 緑地協定等の緑地の担保 市民緑地制度の活用 環境保全住宅地ゾーンの設定 開発等による緑地減少への対策 名木、保存樹の保全・買い取り
	(2) 水辺環境の保全・活用	河川・水路の保全・活用 湖沼、ため池の保全・活用
	(3) 海岸および島嶼景観の保全・活用	海を楽しむスポットの整備(散策路等) 自然公園の保全(瀬戸内海国立公園、北長門海岸国定公園)
	(4) 歴史を伝える緑の保全・活用	歴史資産を活用した公園・緑地の整備 緑と一体となった歴史的まちなみの保全・形成
	(5) 北部山地の保全・再生	樹林地の保全 森林とのふれあいの機会の創出 特別緑地保全地区等の指定 自然公園の保全(豊田県立自然公園)
	(6) 生物多様性の確保	貴重な動植物の保全 生態系に配慮した森林づくり 生物の生育に配慮した水路・河川・海岸の整備 小中学校へのビオトープの整備
	(7) 農地の保全・活用	農地の保全 農業とのふれあいの機会の創出
3. 緑でやすらぐ (身近な緑)	(1) 公園緑地の整備	公園不足地での身近な公園(住区基幹公園)整備 緑の拠点となる公園(都市基幹公園)の機能拡充 密集市街地の防災性向上
	(2) 公共公益施設の緑化	学校、官公庁等の緑化 公営住宅団地の緑化
	(3) 道路の緑化	道路緑化の推進 ウォーキングルート、サイクリングルートの形成
	(4) 鉄道沿線の緑化	線路沿い法面、空地の緑化
	(5) 民有地の緑化	壁面、屋上緑化、生け垣の推進 擁壁、駐車場、空き地の修景 大規模商業施設の緑化誘導 工場周辺の緑化誘導
4. 緑を支える (市民・企業の参加・協働)	(1) 市民・企業の参加・協働の仕組みづくり	緑化活動の支援の充実 下関市園芸センター等の機能強化
	(2) 市民・企業の参加・協働による取組推進	緑化の普及啓発 緑化祭の活性化 緑の表彰制度 花苗・苗木の配布 市民・企業の参加・協働による緑づくり 樹名板の設置
	(3) 広域的な緑の連携ネットワーク	隣接する市との連携

2. 施策の内容

2-1. 緑を活かす（質の向上・改善）

（1）地域性に応じた公園等のリニューアル

利用者特性に応じた公園リニューアル

少子高齢化の進展により、地域における公園の利用形態は近年、変化しています。また、市民アンケートでは、新たな緑の創出よりも既存の緑の質の向上を求める意見が多くなっています。

今後は子どもが利用する公園であることに加え、バリアフリーや健康増進、地域防災機能など、より多くの機能を持つ公園への変革が必要とされており、ファシリティ・マネジメントの観点、及び地域住民のニーズをふまえ、地域住民の利用形態にあわなくなった公園や施設が老朽化した際には、既存施設の更新だけでなく、健康遊具の設置、防災機能の向上など公園施設の見直しに取り組みます。



長府運動場

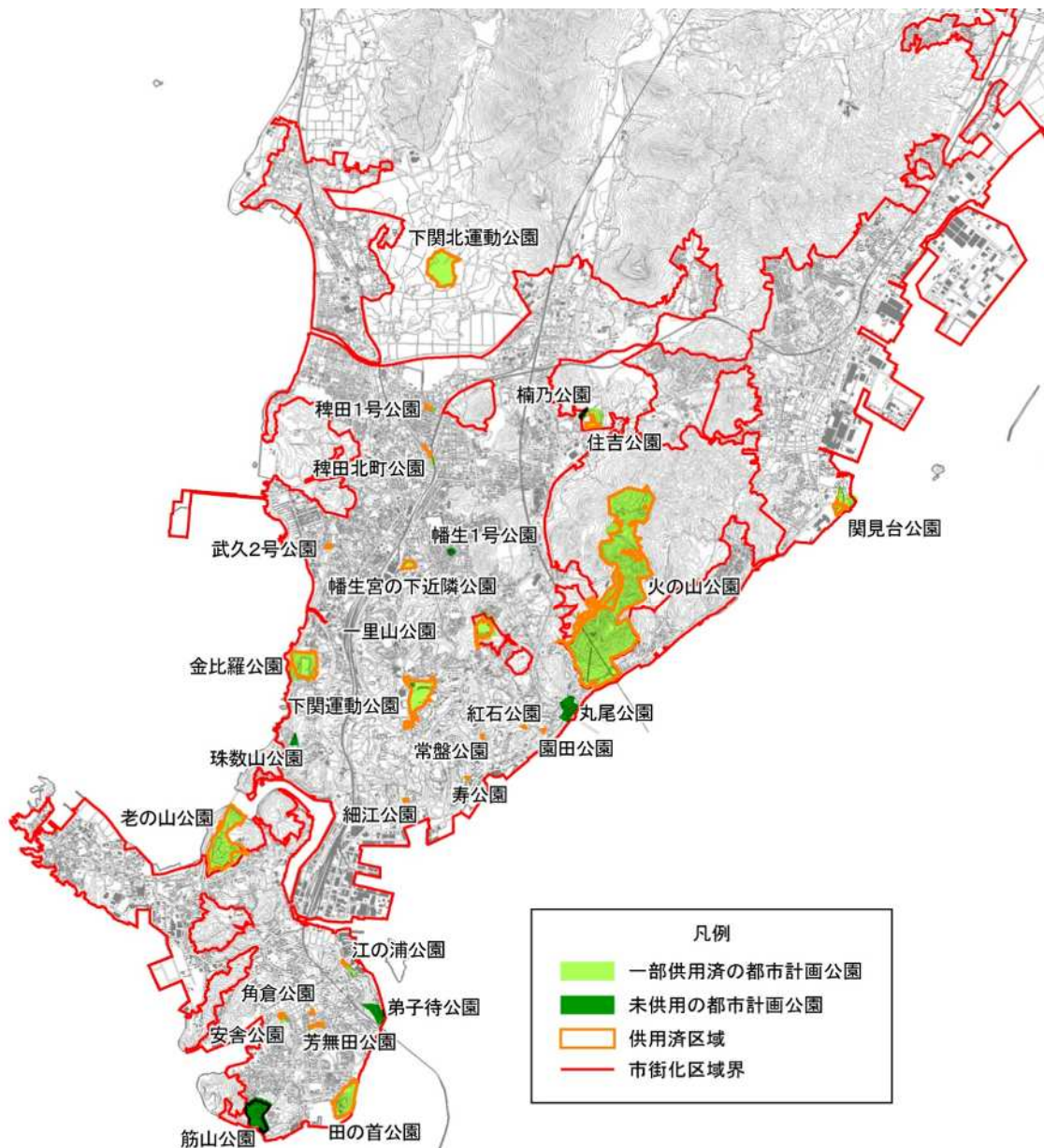
また、近年は公園樹の大木化・老齢化により、防犯上や景観上の問題が生じ、公園利用に対して支障をきたしています。公園内の樹木は、都市住民にとって貴重な緑ですので、安易な伐採は控えなければなりません。適切な伐採や間伐を行うことで、安全・安心な公園利用や、都市景観の向上に取り組みます。

火の山公園については、優れた眺望を有する観光資源としての魅力を高めるために、トルコチューリップ園を含めた火の山公園山麓の整備、火の山展望台の整備、火の山ユースホステルのリニューアルを進め、集客力の向上を図ります。

公園緑地の適正配置

地域ニーズや公園へのアクセスを勘案しながら、公園の必要性を検討し、公園ストックの再編等、適正配置を進めます。

また、市内には、土地所有者との合意形成や土地形状等の問題から、都市計画決定されてから長期間にわたって未整備となっている都市計画公園（長期未整備公園）が28箇所存在しています。これらの公園の未着手区域では、土地利用が制限された状況となっていることから、必要性（緑の効果や周辺環境の変化）、代替性（誘致圏内の代替機能の有無）、実現性（整備コスト等）等による評価や地域住民の意見をふまえた上で、廃止を含めた見直しに取り組み、適正な配置計画を進めます。



長期未整備公園の分布

(2) 公園・緑地等の適切な維持管理

効果的な公園施設の維持管理

市民アンケートでは、身近な公園の遊具やベンチなどの公園施設について、維持・管理を充実させてほしいという意見が多い結果となりました。

そのため、老朽化した公園施設の維持管理に関しては、公園長寿命化計画に基づいた、効果的な公園施設の維持管理を進め、時間経過にともなう劣化・損傷を未然に防止することを目的とした計画的な修繕・更新・改築を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

また、公園・緑地のトイレの清掃や樹木・植栽の管理等、日常的な維持管理については、質の向上を図るため、維持管理の一元化や、指定管理者制度の一層の活用に努めます。

公園愛護会等、住民参加型の維持管理の推進

市民が中心となった公園愛護会、街路樹愛護会などのボランティア組織が公園、街路等での活動及び管理を円滑に進めるために活動費、管理費を助成します。



公園愛護会の活動

沿道状況に応じた街路樹の更新等

市内には、植樹後年数を経ることにより、生長した街路樹が植栽マスや舗装を破壊する箇所や、電線や建物に掛かる箇所などが存在します。

このような箇所では、道路幅員や利用者特性、沿道住民の意見等を勘案しつつ、中低木や地被植物への変更等を含めた更新について検討します。



電線や建物への接近
(神田町1丁目付近)



舗装の破壊(宮田町付近)

沿道住民や事業者への街路樹への理解の促進

街路樹は、身近に季節感を感じることができる要素である一方で、沿道住民や事業者にとっては、落ち葉や害虫などが日常生活の負担となる場合もあります。

緑の効用の PR、落ち葉回収袋の配布等により、沿道住民や事業者の街路樹に対する理解を深める環境づくりに取り組みます。

落ち葉等対策の推進

街路樹の落ち葉や植樹柵内の雑草等について、沿道住民や街路樹愛護会等だけでなく、他地域の住民や企業のボランティアによる落ち葉清掃イベントの実施など、市全体として落ち葉等への対策を推進し、美化に努めます。

また、道路利用者や沿道住民の状況に応じて、通常冬期に行う剪定を落葉前に前倒しするなどの剪定時期の調整、落ち葉の少ない樹種への変更等を行います。

また、駅前や商店街など、市のシンボルとなる道路については、秋口までに葉の量を減らすための剪定をし、美しい紅葉を確保しながら落ち葉量の軽減を図り、本格的な剪定を冬期に実施するなど、紅葉と落ち葉減少を両立した剪定方法の導入を検討します。



市民・企業・行政による落葉の清掃
(宮田町付近)

樹木の定期点検の実施

街路樹や公園、学校等の公共公益施設内に植えられた樹木の中には、植樹後年数を経て、大木化・老齡化により、施設の利用に支障があるものや樹勢が衰退しつつあるものがあります。これらの樹木については、道路や施設管理者等との協働により、樹幹に対する定期点検を実施し、必要に応じて剪定や伐採、消毒、更新等を進めます。

(3) 公園・緑地の防災機能の向上

公園・緑地の防災機能向上

近年見受けられる大規模な災害の発生にそなえ、下関市地域防災計画により避難場所に指定された公園への耐震性貯水槽や備蓄倉庫の設置、施設の耐震性向上を図ります。

また、既存の避難場所・避難所から離れた地域での公園・緑地について、一時的な避難場所として活用できるよう備蓄倉庫の設置等の防災機能を考慮した公園整備を推進します。

2 - 2 . 緑を守る（緑の保全）

（1）市街地の緑の保全

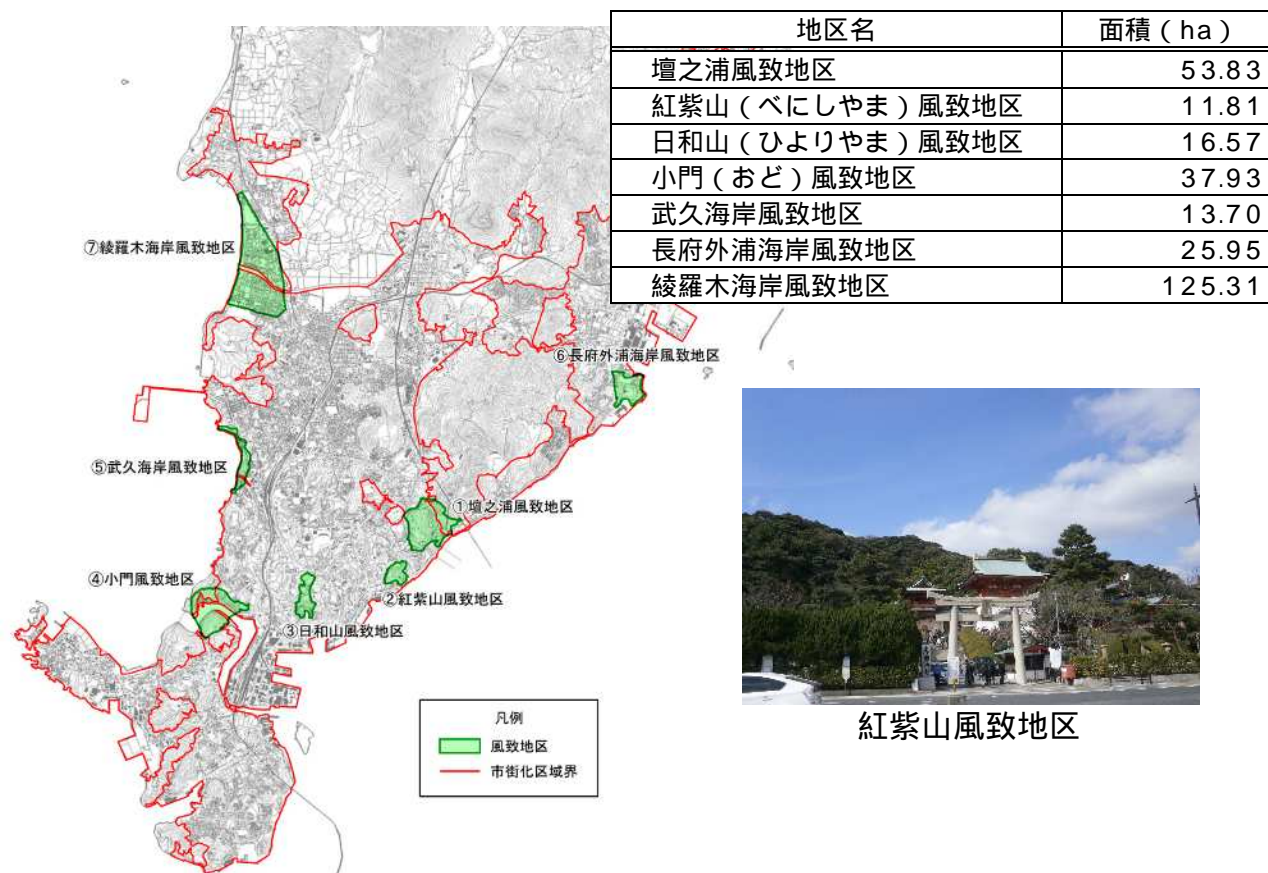
風致地区の適正な見直し

風致地区は、都市の風致を維持することを目的とし、市内7ヶ所に合計285.1haが指定されています。

これらの地区では、建築物の新築・改築・色彩の変更、宅地の造成、木材の伐採、水面の埋立等を行う場合には、風致政令に基づく風致地区内における建築等の規制に関する条例により下関市長の許可を受ける必要があります。建築物の高さや緑地の割合についての規制が行われてきました。この制度は、都市における自然美を主体とした景観形成に大きく寄与してきました。

現在、これらの地区では、緑豊かな低層住宅地が形成されていますが、昭和13年の地区決定から70年以上が経過しており、当初の目的と地域の実情とが大きく異なっている場所も見られます。

今後も適正な保全に努めるとともに、居住者の意見、都市化の進行と土地利用の推移を勘案した上で、必要に応じて、緑地協定、地区計画、高度地区、景観地区の指定等、代替方策や指定範囲を含めた適正な見直しを進めます。



風致地区位置図

風致地区の見直し方針

地区名	考え方	見直し方針
壇之浦	指定当初時に存在していた丘陵地の樹林はおおむね保全されているが、景勝地としての眺めの確保や良好な市街地環境の確保が課題となっている。そのため、今後も丘陵地の地形や残された自然を生かした良好な市街地環境を保全していくこととする。	一部区域の見直し(縮小及び拡大)を検討し、引き続き風致地区を継続する地区
紅紫山	指定当初時に存在していた赤間神宮一帯の紅紫山の自然的景観はおおむね保全されているが、縁辺部の住宅地では緑化等による市街地環境への配慮が課題となっている。そのため、今後も残された自然と調和した良好な市街地環境を保全していくものとする。	引き続き風致地区を継続する地区
日和山	指定当初時に存在していた浄水場や日和山公園、福仙寺などの緑地が現在も見られるが住宅地の開発により緑地が減少している。また市街地開発による中高層建築物の立地などにより、景勝地としての眺めも喪失しつつある。そのため、今後も残された自然の保全と自然を生かした良好な市街地環境を保全していくこととする。	一部区域の見直し(縮小又は拡大)を検討し、引き続き風致地区を継続する地区
小門	指定当初時に存在していた丘陵地の樹林は保全されているが、景勝地にある市街地では自然的景観への配慮が課題となっている。そのため、今後も自然と調和した市街地環境を創出していくこととする。	引き続き風致地区を継続する地区
武久海岸	海岸沿いでの宅地開発などの市街化の進展にともない、指定当初時の白砂青松の風致は消滅するとともに周辺においても自然的景観はほとんど消滅している。このことを踏まえ、風致地区指定の必要性や意義など、風致地区のあり方を検討する。	風致地区の区域全体を見直す地区
長府外浦	串崎城址、豊功神社の歴史的資源と樹林地が一体となった景勝地となっている。今後も自然を生かした保全を図っていくこととする。	引き続き風致地区を継続する地区
綾羅木海岸	住宅地の拡がりなどに市街化の進展により自然的景観が消滅し、風光明媚な風致は喪失している。一方で、中山神社周辺の松林や神社に連なる松の参道が残っており、また、敷地内が緑化された住宅も多くみられ、今後も良好な市街地環境の保全を図る必要がある。このことを踏まえ、風致地区指定の必要性や意義などを検討し、風致地区のあり方を検討する。	風致地区の区域全体を見直す地区

緑地協定等の緑地の担保

緑地協定とは、都市計画区域内の相当規模の一団の土地の所有者の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定です。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後その区域に移転してきたものに対しても効力を有するものです。

土地区画整理事業など地権者の総意を得て開発する場合などは、積極的に協定の締結を促進し、制度の特徴を活かした保全に取り組みます。また、既成市街地においても協定の締結を促進します。

市民緑地制度の活用

民間の斜面林、屋敷林など市街地内の良好な樹林地などを、契約型の市民緑地とし、相続税等の軽減など、その制度の特徴を活かした保全に努めます。市民と協働して、市民緑地の維持・管理を助ける組織づくりや活用について検討します。

環境保全住宅地ゾーンの設定

本市南部の旧下関市域では、平坦地が少なく斜面地にも住宅市街地が整備されています。これらの市街地は、山並みと一体となった景観を形成していることから、「環境保全住宅地ゾーン」の導入を検討し、既存の樹木を活かした公園の整備や周辺の樹林地の保全、敷地内の緑化を促進します。

開発等による緑地減少への対策

市民アンケートでは、市街地で緑の量が減少したとの意見が多くなっています。そのため、大規模な開発については、開発許可制度による一定面積以上の公園・緑地の確保の指導に加えて、将来の維持管理及び地域に適した植栽や公園・緑地の位置についても指導できるよう、条例やガイドラインの見直しを含めて指導のあり方を検討します。

名木、保存樹の保全・買い取り

現行の保存樹木、樹林、生け垣の指定を継続するとともに、指定の拡充を図ることで、地域のランドマークとなる古木や巨樹の保全に努め、広く市民に紹介することで、市民の地域への愛着を育てます。

また、市民からの募金などを活用した貴重な緑地の買い取り制度の導入などを検討します。



長府正円寺の大イチョウ

(2) 水辺環境の保全・活用

河川・水路の保全・活用

河川や用水路は都市のみどりを構成する重要な要素であり、都市において自然性の高い、潤いのある空間を形成することが可能な場です。河川をみどりのネットワークの重要な軸として、その充実を検討します。

郊外の木屋川や粟野川などは、貴重な湿生植物や野鳥、昆虫等が見られ、親水性のレクリエーション拠点として整備を図ります。

また、綾羅木川等は、市街地の内部、あるいは市街地に接し、市民に身近で潤いを与えてくれる重要な水辺空間を形成しています。こうした河川、用水路の特性を活かし、河川計画との整合を取りつつ、保全整備を進めます。



木屋川



綾羅木川河川公園

湖沼、ため池の保全・活用

農業用水の確保を目的に作られたため池は、生物の生息・生育場所の保全、住民の憩いの場の提供など、多面的な機能を有しています。さらに、降雨時には雨水を一時的にためる洪水調整や土砂の流出防止など防災機能も有しており、湖沼、ため池を保全・活用することで、良好な自然環境の確保に努めます。

(3) 海岸および島嶼景観の保全・活用

海を楽しむスポットの整備（散策路等）

下関駅～唐戸、角島周辺などについて、港のたたずまい、松並木や砂浜など、それぞれの環境に合わせて海辺の自然を活かした空間の創出について検討します。



みもすそ川公園



角島展望スポット（海土ヶ瀬公園）

自然公園の保全（瀬戸内海国立公園、北長門海岸国定公園）

自然公園は、優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図り、保健、休養、教化に資することを目的としています。良好な自然環境を有する火の山、干珠島、満珠島などは自然公園法に基づく国立公園に、角島周辺は国定公園に指定されており、今後もその保全に努めます。



火の山からの眺望



本土側からの眺望（角島）

（4）歴史を伝える緑の保全・活用

歴史資産を活用した公園・緑地の整備

綾羅木郷遺跡、長府庭園など、歴史を伝える公園が現在でも整備されています。今後の公園・緑地整備の中でも歴史的遺産を活用していきます。

また、旧英国領事館等や歴史的な建物や記念物周辺について、これらの保全とともに、緑による修景を図ります。

緑と一体となった歴史的まちなみの保全・形成

長府や唐戸地区など歴史的まちなみの保全並びに、まちなみに調和した緑化の形成に努めます。

土堀（長府）、レンガ（唐戸）など、歴史を感じる素材を用い、あるいはそれらを活かす樹木や花の植栽により、歴史を感じるデザインによる公共施設等の整備を図ります。



長府地区の歴史的まちなみ



唐戸地区の近代建築

(5) 北部山地の保全・再生

樹林地の保全

既存の地域森林計画対象民有林や保安林について、生物多様性、水源かん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等に重要な樹林地の保全を図ります。



華山

出典：下関市景観計画

森林とのふれあいの機会の創出

駅前や観光地周辺などでの林産物の販売や都市住民の林業体験の機会提供など、都市部と郊外部のふれあいの機会の創出について検討します。

また、市民活動団体による里山管理など、都市農村交流による維持管理の仕組みづくりについても検討します。

特別緑地保全地区等の指定

樹林地などの規模の大きいものや、植生の自然度の高いもの、及び樹林地ゾーン内の緑地を保全するため、土地所有者の協力等を得て特別緑地保全地区として指定することや、保存緑地の指定条例の制定を検討します。

自然公園の保全（豊田県立自然公園）

自然公園は、優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図り、保健、教養、教化に資することを目的としています。狗留孫山、華山の山陵地帯、豊田湖など、良好な自然環境を有する場所などは、自然公園法に基づく県立自然公園に指定されており、今後もその保全に努めます。

(6) 生物多様性の確保

貴重な動植物の保全

国指定天然記念物である小串エヒメアヤメ自生地や満珠島・干珠島の原生樹林など、市内に残る貴重な植物群落については、保全を進めつつ、環境学習の場など、市民の緑への理解を深める場としての活用方策を検討します。

生態系に配慮した森林づくり

多様な生物の生息・生育地である樹林地の保全、適正な管理に努めます。

生物の生育に配慮した水路・河川・海岸の整備

水辺の生物を保全するため、水質浄化や植生の改善により、多自然型の水辺ネットワーク形成に努めます。

小中学校へのビオトープの整備

小中学校において、植物・生物の学習として、草花、地被類から低木、中木、高木までできるだけ多種多様な植栽を行うことや、野鳥や昆虫の生態観察ができるビオトープ等をつくり、生きた教材となるような緑化を推進します。

(7) 農地の保全・活用

農地の保全

食料生産、花卉供給の場、及び都市環境を良好に保つ緑地として、農業振興地域整備計画に基づき農地等の保全を進めます。

また、農地や農業用施設の整備を進めることで、生産活動の基盤を保全します。



農地（卸新町付近）

農業とのふれあいの機会の創出

駅前や観光地周辺などでの農産物直売所の設置や都市住民の農業体験の機会提供など、都市部と郊外部のふれあいの機会の創出について検討します。



豊田農業公園みのりの丘



リフレッシュパーク豊浦

2 - 3 . 緑でやすらぐ(身近な緑)

(1) 公園緑地の整備

公園不足地での身近な公園(住区基幹公園)整備

住区基幹公園とは、主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分されます。

市民アンケートでは、新規の公園よりも既存の公園の充実を望む声が多くなっていますが、地域によっては、公園まで遠いとの不満の声も上がっています。

身近に公園のない地域や緑被率の低い地域については、想定される利用者数や公園までのアクセスを勘案しながら、公園の整備箇所を検討し、公園緑地の適正な配置を進めます。

また、新たに下関北都市計画区域に編入された菊川町については、これまで都市公園以外の公園整備が進められてきました。公園利用者の利便性を高めるため、利用者特性や周辺の状態を考慮し、都市公園への再編により公園施設の充実を図ります。

緑の拠点となる公園(都市基幹公園)の機能拡充

都市基幹公園とは、主として市域内に居住する市民の安全でかつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分されます。

現在、中心部には老の山公園と下関運動公園、山陰地区には下関北運動公園とリフレッシュパーク豊浦が立地していますが、山陽地区には乃木浜総合公園1箇所が立地するのみです。そのため、山陽地区のスポーツなどのレクリエーションの拠点として、実施中の乃木浜総合公園2期整備を進め、機能強化に取り組みます。



卸新町児童公園(街区公園)



安岡地区公園(地区公園)



老の山公園(総合公園)



下関運動公園(運動公園)

密集市街地の防災性向上

防災や防犯、生活環境の改善などを目的として、下関駅周辺や唐戸等の住宅の密集する市街地および中心市街地を中心として、まちなか緑化推進事業等を活用した老朽家屋の撤去とオープンスペースの確保を図ります。

(2) 公共公益施設の緑化

学校、官公庁等の緑化

幼稚園、保育園、こども園、小学校や中学校、公民館等の地域型の公共公益施設での緑化を進めます。

地名や地域の歴史にちなんだ植樹を選び、愛護会の結成や地域住民への周知を図り、市民参画によるシンボル樹木を植栽し、地域の緑の育成を推進します。



江浦小学校の校庭の芝生化

公営住宅団地の緑化

既存の住宅団地では、入居者参加による緑地の維持管理を促進します。また、駐車場周辺、道路と住棟間、道路と諸施設の間隙などの残地に植栽を行うなどして緑化に努めます。

新設の住宅団地では、住宅敷地外周と街路植栽の一体化、公園と諸施設との接続による植栽スペースの一体化、施設の集約化による緑化スペースの確保等、施設配置の合理化により緑化を推進します。



安岡駅前県営住宅

(3) 道路の緑化

道路緑化の推進

街路樹や植栽については、沿道住民の生活環境の変化や維持管理の問題から、新規整備は難しい状況です。

しかしながら、道路緑化は、緑陰の確保や、良好な景観を通じ、道路利用者や沿道の人々に快適な都市空間を提供するとともに、騒音の減衰、大気の浄化などにより良好な環境を創出する上で、重要な役割を果たしています。

緑化可能な幅員をもった道路については、沿道住民の理解と協力を得ながら、道路構造、利用者の特性、沿道状況、ライフサイクルコスト等を勘案して、最適な緑化方法（例えば、幅員が狭い道路では、低木・地被類による緑化や歩車道境界のフェンスのツタによる緑化を行うなど）を検討し、緑化に努めます。

特に市街地の幹線道路や、幅員に余裕がある道路については、緑化に努めます。



国道9号の街路樹



地被類による緑化の例（世田谷区）

出典：国土交通省関東地方整備局 平成26年度
スキルアップセミナー関東 HP

ウォーキングルート、サイクリングルートの形成

観光客の自転車利用が見込まれる下関駅～唐戸、長府等について、海峽レンタサイクル等と連携して、緑豊かなウォーキングルートやサイクリングルートの整備を進めます。

また、潮風のある心地よい樹林の中、人の集まる場所、生き物の中継点となる樹林、公共残地、あるいは民有地の借地利用などにより、緑陰のある休息スペースの設置を進めます。

(4) 鉄道沿線の緑化

線路沿い法面、空地の緑化

鉄道沿線の住民や鉄道事業者との協働により、線路沿いの法面の緑化、駅舎周辺や線路脇への花壇整備などを検討します。



線路沿いの法面緑化の例

出典：錦川鉄道 HP

(5) 民有地の緑化

壁面、屋上緑化、生け垣の推進

下関駅～唐戸、新下関駅周辺、長府などの市街地を中心として、屋上等緑化推進事業に引き続き取り組み、壁面、ベランダの緑化を推進します。



壁面緑化（南部町付近）



屋上緑化（やまぎん史料館）

また、道路沿線に設置されたブロック塀は、災害発生時の倒壊により避難経路の通行を阻害する恐れがあることも考えられるため、避難経路の確保などを目的とした生け垣への改築促進について補助制度の導入を検討します。



住宅の生垣

擁壁、駐車場、空き地の修景

下関駅～唐戸、新下関駅周辺、長府などの市街地を中心として、斜面地のコンクリート擁壁など、無機質な印象を与える擁壁については、緑のカーテンとなる種子の配布などに取り組みます。

住宅の密集する市街地及び中心市街地については、まちなか緑化推進事業を活用し、周辺の住民との協働で緑のあるオープンスペースの確保を促進します。

また、まちなかの空地や駐車場は、アスファルトで固められ無機質な印象を与える場合があります。これらの土地については、空地や駐車場の緑化に対する助成制度について、導入を検討します。



擁壁の緑化（大坪本町付近）



駐車場へのベンチ設置（幸町付近）

大規模商業施設の緑化誘導

大規模な商業施設については、下関市景観条例、地区計画などに基づき、事業者既存樹木の保全や敷地内の緑化を指導します。

また、住宅地内では、周辺建物への圧迫感の緩和やまちなみの連続性に配慮して、敷地外周の緑化を促進します。



商業施設周辺の緑化
（伊倉新町付近）



商業施設周辺の緑化
（宮田町付近）

工場周辺の緑化誘導

工業地域では、工場立地法に基づき、事業者には工場内の緑化の指導を行うとともに、緩衝緑地の設置に努め、周辺の環境に影響を与えないように配慮します。

2 - 4 . 緑を支える（市民・企業の参加・協働）

（1）市民・企業の参加・協働の仕組みづくり

緑化活動の支援の充実

市民アンケートでは、約9割の市民の方がなんらかの形で緑化活動に参加したいとの意志を示しています。

そのため、市民・企業の参加・協働による緑の保全や創出を推進するため、活動を希望する個人や事業者、市民団体の登録制度を創出するなど、人と人をつなげる仕組みの構築を検討します。



公園愛護会の活動

緑に関する市民活動団体について、植樹や花壇設置のスペースや資材提供、活動資金の助成等、活動の支援強化に取り組みます。

下関市園芸センター等の機能強化

下関市園芸センターにおいて、花や樹木の育て方、手入れの仕方などの技術指導に取り組みます。

また、しものせき市民活動センターや下関市園芸センター等において、緑化活動に参加を希望する市民への活動団体の紹介や、活動へのアドバイスなど、市民による緑化活動のハブとなるよう情報提供等の機能強化について検討します。

（2）市民・企業の参加・協働による取組推進

緑化の普及啓発

多くの市民の花と緑への関心を高め、緑化活動への参加をうながすために、環境学習の機会の増加、緑化活動団体の紹介等、緑化の普及啓発に取り組みます。

- ・ 広報誌やホームページ、緑化活動のパネル展示による情報発信
- ・ 「緑化祭」、シンポジウム、園芸講座等の環境学習イベントの開催
- ・ 野鳥や昆虫、水辺の生き物の観察会
- ・ 公園リニューアル時の周辺住民参加型ワークショップの開催

緑化祭の活性化

「緑化祭」は、緑に対する市民意識の高揚と緑化の普及を目的に、花の苗のプレゼントやガーデニング教室などの催し物を毎年行っ



「緑化祭」の様子

ています。

今後も開催を続けるとともに、市民、企業活動のパネル紹介や風景写真コンテストなど、市民の緑化活動への参加のきっかけ、市内の良好な景観に気づく場として、さらなる活性化に取り組みます。

緑の表彰制度

市内には、市民の長年の蓄積により優れた花と緑のまちなみが創出されています。市民の景観まちづくりに対する関心の醸成、活動者の更なる意識高揚を図るため、良好な景観を形成している民間の建築物、活動等について「下関市景観賞」による表彰を継続していきます。



向洋町の並木道

花苗・苗木の配布

花いっぱい運動による花の苗、種子の無料配布を引き続き実施します。また、市民の誕生の記念として、出生記念樹の贈呈を行っていきます。



花苗の配布

さらに、地域や学校で市民がプランター、花壇などで花や緑で飾る運動を支援するために、地域の特性や街の個性に配慮した花の種、花苗・苗木の配布を推進します。

市民・企業の参加・協働による緑づくり

街区公園、近隣公園の新設、改修にあたっては、市民や企業と協働し、公園づくり、管理運営を行います。

また、市民や企業、市民団体が気軽にまちなかで緑化活動が行えるよう、市役所や各地域の支所、市民会館などの公共施設、歩道橋、デッキ（人工地盤）、バス停、公園などに、市民や事業者などが管理するスペースを設置するほか、国道9号「海峡花通り」における「下関花いっぱい計画」の推進等により、官民協働での樹木や花を育てる活動を促進します。



下関花いっぱい計画

樹名板の設置

市民が暮らしの中で花や緑との関わりを深め、関心を高めていくために、公園や街路樹などの樹木に樹名板の設置に取り組みます。樹名板の説明には、古くからの人の暮らしと樹木の関わりについての記述を加えるなど、地域や緑への愛着を醸成する工夫を図ります。

(3) 広域的な緑の連携ネットワーク

隣接する市との連携

隣接する北九州市、長門市、美祢市、山陽小野田市との樹種等の連続性を考慮した緑化を検討します。

特に関門海峡沿いの地区では、関門景観条例に基づき、対岸からの眺めに配慮した建築物のデザインや緑地等の保全・形成に努めます。



関門海峡

3. 段階計画

各施策の実施や実施に向けた検討の着手時期について、短期（～平成32年）中期（～平成37年）長期（～平成47年）の3期に分けて、下表を目安として取り組みます。

すでに着手している利用者特性に応じた公園リニューアルや風致地区の適正な見直しなどの施策に引き続き取り組みます。

短期に着手する施策のうち、特に重点的に取り組み、早期の実施や効果発現を目指す公園緑地の適正配置などの施策を重点施策として「 」で示します。

施策着手時期

基本方針	基本方向	施策	短期	中期	長期
1. 緑を活かす (質の向上・改善)	(1) 地域性に応じた公園等のリニューアル	利用者特性に応じた公園リニューアル			
		公園緑地の適正配置			
	(2) 公園・緑地等の適切な維持管理	効果的な公園施設の維持管理			
		公園愛護会等、住民参加型の維持管理の推進			
		沿道状況に応じた街路樹の更新等			
		沿道住民や事業者への街路樹への理解の促進			
(3) 公園・緑地の防災機能の向上	落ち葉対策の推進				
	樹木の定期点検の実施				
2. 緑を守る (緑の保全)	(1) 市街地の緑の保全	公園・緑地の防災機能向上			
		風致地区の適正な見直し			
		緑地協定等の緑地の担保			
		市民緑地制度の活用			
	(2) 水辺環境の保全・活用	環境保全住宅地ゾーンの設定			
		開発等による緑地減少への対策			
	(3) 海岸および島嶼景観の保全・活用	名木、保存樹の保全・買い取り			
		河川・水路の保全・活用			
	(4) 歴史を伝える緑の保全・活用	湖沼、ため池の保全・活用			
		海を楽しむスポットの整備(散策路等)			
	(5) 北部山地の保全・再生	自然公園の保全(瀬戸内海国立公園、北長門海岸国立公園)			
		歴史資産を活用した公園・緑地の整備			
	(6) 生物多様性の確保	緑と一体となった歴史的まちなみの保全・形成			
		樹林地の保全			
(7) 農地の保全・活用	森林とのふれあいの機会の創出				
	特別緑地保全地区等の指定				
3. 緑でやすらぐ (身近な緑)	(1) 公園緑地の整備	自然公園の保全(豊田県立自然公園)			
		貴重な動植物の保全			
	(2) 公共公益施設の緑化	生態系の連続性に配慮した森林づくり			
		生物の生育に配慮した水路・河川・海岸の整備			
	(3) 道路の緑化	小中学校へのビオトープの整備			
		農地の保全			
	(4) 鉄道沿線の緑化	農業とのふれあいの機会の創出			
		公園不足地での身近な公園(住区基幹公園)整備			
	(5) 民有地の緑化	緑の拠点となる公園(都市基幹公園)の機能拡充			
		学校、官公庁等の緑化			
4. 緑を支える (市民・企業の参加・協働)	(1) 市民・企業の参加・協働の仕組みづくり	道路緑化の推進			
		ウォーキングルート、サイクリングルートの形成			
	(2) 市民・企業の参加・協働による取組推進	線路沿い法面、空地の緑化			
		壁面、屋上緑化、生け垣の推進			
(3) 広域的な緑の連携ネットワーク	擁壁、駐車場、空き地の修景				
	大規模商業施設の緑化誘導				
		工場周辺の緑化誘導			
		緑化活動の支援の充実			
		下関市園芸センター等の機能強化			
		緑化の普及啓発			
		緑化祭の活性化			
		緑の表彰制度			
		花苗・苗木の配布			
		市民・企業の参加・協働による緑づくり			
		樹名板の設置			
		隣接する市との連携			

：重点施策